

令和5年度 飯島町与田切公園再生整備計画策定業務
公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本業務は、飯島町与田切公園が町の観光基本計画における与田切ウォーターパーク構想の重要施設であることを踏まえ、老朽化した施設の更新やエリアの再編などを行うことにより、主に町内のファミリー層が利用しやすい公園とし、魅力向上を図るものである。

2 応募資格

本業務の業者を選定するための公募型プロポーザルに応募できる者は、次の要件を満たすものであること（グループを構成して提案を行う場合、グループを代表する者を「代表企業」、その他の者を「グループ構成企業」という。）。

- (1) 代表企業（単体の法人による単独企業を含む。以下同じ。）は、計画の策定に関して実施体制を確保し執行できる能力を有すること。
- (2) 代表企業は、過去15年以内に他所において本業務に類する公園の整備計画策定の業務実績を有すること（グループを構成して提案を行う場合、代表企業及びグループ企業が協力して策定する業務の実績を含む。）
なお、過去5年以内に計画策定の実績を有している者が望ましい。
- (3) 企業代表又はグループ構成企業のいずれかが、提案する業務が法令等の規定に基づく官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (4) 代表企業は、業務の実施に当たり事務局との打ち合わせに適切に対応することができること。
- (5) 代表企業及びグループ構成企業のいずれもが、次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされている者

ウ 飯島町が賦課徴収する全ての税及び、消費税又は地方消費税を滞納している者

- エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
 - オ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者
 - カ 業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保しない者
- (6) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。
- (7) 代表企業及びグループ構成企業のいずれかが、長野県内に本店又は支店等を有すること。

3 業務内容

別紙「令和5年度 飯島町与田切公園再生整備計画策定業務 仕様書」(以下仕様書という。)のとおり。

4 提案募集の内容

仕様書の「5. 業務内容」を実施するための具体的手法の提案。

特に、現状課題へのアプローチ、今後の再生整備のベースデータとなる測量内容、計画を決定するまでの業務体制についての提案を求める。

5 提案上限金額

金 22,000,000 円以内 (消費税及び地方消費税を含む。)

6 企画提案に係る手続

(1) 募集期間

令和5年8月1日(水) から令和5年8月31日(木) 午後5時まで

(2) 募集方法

ア 配布方法

事務局における配布の他、飯島町ホームページに掲載する。

イ 提出方法

原則として事務局に持参して提出すること。受付は午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)とし、土日祝日は除く。

郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、書留郵便などの配達記録が残る方法により、期間内に事務局に必着するよう提出すること。

ウ 提供資料

仕様書5-7の資料の提供は電子メールを経由し行うため、必要な者は事務局宛に資料提供依頼の電子メールを送ること。

(3) 募集要項の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和5年8月1日(水)から令和5年8月18日(金)までの各日午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

持参、FAX、電子メールにより事務局へ提出すること。

ウ 質問に対する回答

令和5年8月22日(火)までに事務局において閲覧に付す。

なお、確認に時間を要する質問等については期限までに回答できないこともあり、この場合は期限までに回答できない旨を閲覧に付す。

(4) 提出書類

この募集要項のほか、業務仕様書等の関連資料に基づき以下の書類(以下、「応募図書」という。)を作成の上、各5部(アは正本1部、副本4部)を提出すること。

ア 応募申請書【様式第1号】

イ 応募者概要【様式第2号】、【様式第2-2号(企業グループ応募の場合のみ)】

ウ 企業グループ構成企業一覧【様式第3号】

エ 企画提案書【任意様式】

オ 工程表【様式第4号】

カ 類似業務実績【任意様式】(企業グループ応募の場合各企業毎)

キ 業務委託費積算見積書【様式第5号】

ク 誓約書【様式第6号】【様式第7号】(企業グループ応募の場合各企業毎)

ケ 添付書類

(ア) 会社概要等応募者の概要を説明する書類(会社パンフレット等)定款又は寄付行為(法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類)

商業登記簿謄本(原本又はコピー、発行後3ヶ月以内のもの)

前年度(直近決算期)及び前々年度の決算書類(損益計算書、貸借対照表)

(イ) 飯島町が賦課徴収する全ての町税に滞納がないことを証する書類(飯島町が発行する「完納証明書」)

※提出の日において発行後3ヶ月以内のもの

※飯島町での課税実績はない場合は誓約書【様式第7号】

(5) 費用負担

応募図書の制作及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(6) 応募図書の取扱い

応募図書は審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

7 審査

(1) 審査の方法

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。なお、審査委員会において審査を行う提案は、事務局において事前審査を行い選定する。

また、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

なお、ヒアリング等を行う場合は、別途、日時、場所などを指定する。

【提案審査項目】

項目			配点（1名あたり）	
業務体制	業務実績	業務件数（過去15年／5年の実績）	10	40
		実績の業務内容	10	
	実施体制	適切な業務実施体制（担当技術者の配置、人員等）	20	
業務内容	業務工程	適切な工程管理が設定できているか	10	40
	提案内容	現状課題へのアプローチは有効か	20	
		測定の調査（計画策定において必要な情報が得られるか）	10	
経済性	業務委託費	①コストの縮減性 ②業務実現のための妥当性	20	20
計			100	

※最低合格基準を60点以上／1名平均とする。

※審査員全員の加点により判定する。

(2) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

(3) 審査対象からの除外（失格事項）

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 「2 応募資格」に定める要件を満たさない物
- イ 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ウ 応募図書に虚偽の記載を行った場合
- エ 「業務委託費積算見積」において、合計額が「5 提案上限金額」に定める額を超えている場合
- オ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行った場合

8 採択の取り消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、採択を取り消す。

9 審査後の業務内容

- (1) 事務局は、業務を委託する者として選定された者（以下、「選定業務者」という。）と本業務の実施方法等その内容について協議、調整を行う。この協議、調整において、事務局と選定業務者の双方で確認の上、本業務の内容を修正又は変更することがある。
- (2) 契約条項は後日提示する。
- (3) 契約締結は審査結果通知後速やかに行うものとし、契約締結後は速やかに契約書及び仕様書に従って本業務を実施する。
なお、契約締結にあたっては、事前に委託契約額の10%以上の契約保証金を契約担当者に納めるか、保険会社との履行保証保険契約を締結すること。
- (4) 選定業務者が契約書に記載する条項に違反したときは、契約担当者は当該契約の全部又は一部を解除、代金の支払いを停止、並びに選定事業者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (5) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を本業務完了後5年間保存すること。

10 事務局

飯島町役場地域創造課魅力デザイン係

〒399-3797 長野県上伊那郡飯島町飯島 2537

電話 0265-86-3111（代表）

FAX 0265-86-2051（直通）

電子メール chisou@town.iijima.lg.jp